

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各都府庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.'措置の分類'の見直し	13.'措置の内容'の見直し	14.各都府庁からの再検討要請に対する回答	15.各都府庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.'措置の分類'の見直し	17.'措置の内容'の見直し	18.各都府庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(項目名)
200010	NPO法人の所轄庁長への移譲	C		<p>1. NPO法施行以降、NPO法人の認証数は年々増勢を強めており、NPO法に基づき(NPO法人制度の定着が図られ、実効性が確保されている状況である。さらに、平成14年12月には活動分野の追加や申請手続の簡素化などが盛り込まれた改正法が議員立法により成立し、平成15年5月より施行されているところであり、内閣府においてもさらなる制度の普及・啓発に努めているところである。</p> <p>2. NPO法はいわゆる法人格付法であり、一定の法定要件を満たせば各所轄庁において、法人として認証されることとなっているため、この法律そのものがいわゆる業を規制する法律とはその趣旨が異なる。一方、市町村を所轄庁とした場合に、市民からみてNPO法人の活動範囲が自らと市町村というより狭い地域に限定されると考えられ、当該地域の住民のみならずより広く市民の参加・支援を促進していくことについて無用の規制となることから、NPO法人の自由な活動を確保するという観点から適当ではない。また、市町村認証のNPO法人が新たに他市町村に事務所を設置した場合に、たとえ同一都道府県内において活動している場合でも所轄庁変更の問題が生じると、NPO法人側の効率性を減らすおそれもある。</p> <p>3. また、行政とのパートナーシップの促進、取得手続の簡素化等についてメリットがあるといふことであるが、行政とのパートナーシップの育成は、法人の認証・監督等、法律に基づき厳正かつ中立に実施すべき所轄庁の担務の問題とは別の問題である。また、NPO法人は市民によって育てられるべきとの理念の下で広範な情報公開制度が設けられていることに基づいて、市においては、所轄庁となり情報を蓄積するといふことではなく、当該情報公開制度を活用してNPO法人との連携を強化することが適切である。さらに法人格取得等の手続については、認証基準、審査期間が法律で定められており、また審査を原則としていることから、他の公益法人等と比べて厳格・迅速に取得するようになっている。</p> <p>4. 以上の点から、NPO法人の所轄庁を都道府県知事から市町村長へ変更することは適当ではないが、本提案における行政とのパートナーシップの育成及び取得手続の簡素化等については、現行制度を活用しても十分に対応可能であると考えられる。</p>	提案者の要望は、市町村において活動するNPO法人について当該市町村に所管庁権限を移譲するものであり、NPO法人が当初から市町村において活動する意向を示しているのであれば、要望を実現してもいいのではないか、再度検討し、回答されたい。	D-1		提案者の要望は、以下の2点を内容とするものである。 1) NPOは法人認証に関する全てを大阪府に出向いて行わなくてはならないため、市が所轄庁となり、法人格の取得手続をしやすくする必要があり。 2) NPO法人に関する情報は、所轄庁である大阪府に蓄積される傾向にあることから、市が所轄庁となる中でNPO法人に関する情報を蓄積し、NPO法人との連携を強化する必要がある。 この要望は、以下のとおり、いずれも現行制度において対応可能である。 上記1)に関しては、特定非営利活動促進法上は、市町村において活動するNPO法人を含め、申請者が所轄庁に出向くことを要件としない。同法では、審査が原則とされていることから、郵送による手続なども可能である。従って、提案者があげた問題は、法律上制約はなく、大阪府との相談により対応できる。 上記2)に関しては、特定非営利活動促進法は、所轄庁に対して事業報告書等の閲覧を義務づけるなど、NPO法人に関する情報公開を徹底している。認証行為の有無に係らず、情報公開によって相当の情報を把握することができ、また、こうした情報をもとに、例えば市町村がNPO法人へのヒアリング調査を行うなどにより、NPO法人に関する情報を蓄積し、連携を強化することは十分である。	提案者からの意見において、「所轄庁の認証事務の大半は認証申請前の事前調整にある」とあり、また、「所轄庁に出向かなければ書類の閲覧には非効率・不十分」であることから、所轄庁権限を市町村に移譲できないかと言っているのであり、これらの点について、具体的に検討し、回答されたい。	D-1	<p>・「所轄庁の認証事務の大半は認証申請前の事前調整にある」とあるが、所轄庁では、事前調整は行われていないと認識している。なお、現在、所轄庁において、申請前に申請手続について任意の相談業務(相談時の指導事項に強制力はなく、また、相談を受けたからといって、必ず認証されるわけではない、あくまで参考情報の提供として行われている業務)を行っているところもあるが、現行制度上、高槻市においても、このような相談業務は実施することができる。</p> <p>・「所轄庁に出向かなければ書類の閲覧をすることができず、市にとって必要な情報を集めるには非効率・不十分」とあるが、当該書類については、大阪府情報公開条例に基づき、郵送、FAX、ホームページからの送信といった方法で開示請求を行い、その文書を郵送で受け取ることができると認識される。したがって、大阪府に出向かなども閲覧することは可能である。いずれにしても、当該問題は、大阪府における情報公開制度の運用の問題である。</p>	2030010	高槻市(27207)	高槻NPO特区	NPO法人の所轄庁の変更	
200020	NPO法人の設立要件の緩和	C		<p>1. NPO法施行以降、NPO法人の認証数は年々増勢を強めており、NPO法に基づき(NPO法人制度の定着が図られ、実効性が確保されている状況である。さらに、平成14年12月には活動分野の追加や申請手続の簡素化などが盛り込まれた改正法が議員立法により成立し、平成15年5月より施行されているところであり、内閣府においてもさらなる制度の普及・啓発に努めているところである。</p> <p>2. 法人格を付与する際の最重要目的のひとつである「非営利性」を担保するための規定であり、役員報酬と13形で非営利性の要件(利益を構成員に対し分配しないこと)の脱法行為を防ぐという、NPO法にとって本質的な規定である。これは、あくまで役員として受ける報酬について制限しているものであり、役員が職員としての身分も有し、職務遂行の対価としての受ける給与まで制限するものではない。</p> <p>3. また、特定非営利活動促進法第13条において当該規定を緩和することはNPO法の趣旨に反するものである。(役員に対して利益配分を行う必要があれば、営利法人形態など、他法令に基づいて法人を設立する方法もある)。</p>								2258010	特別非営利活動法人日本健康カウンセラー協会(50080)	健康づくりと予防特区	特定非営利活動促進法第2項第1号口の事項の適用除外を求める。	
200030	NPO法人の設立要件の緩和	C		<p>1. NPO法施行以降、NPO法人の認証数は年々増勢を強めており、NPO法に基づき(NPO法人制度の定着が図られ、実効性が確保されている状況である。さらに、平成14年12月には活動分野の追加や申請手続の簡素化などが盛り込まれた改正法が議員立法により成立し、平成15年5月より施行されているところであり、内閣府においてもさらなる制度の普及・啓発に努めているところである。</p> <p>2. NPO法はいわゆる社団法人であり、一定の目的のもとに集合して構成される人の集団に対し権利能力を与えられたものである。したがって、NPO法上、社員を必須の構成要素とし、社員総会はNPO法人の最高意思決定機関であり、それにより法人の管理・運営がなされるものであることから、社員を法人として非常に重要なものである。</p> <p>3. 本規定は、法人格を与えるのにふさわしい社団としての実体を有していることを担保するために、基本財産等に關して一切の要件を定めていない一方で、NPO法人の構成員たる「社員」の最低限の人数を定めることにより、特定非営利活動を展開するための組織体であることを要求するものである。また、社員の資格要件についても特段の定めがないことから、自然人でなく法人(あるいは法人格のない団体)でも社員になることは可能であるが、理事や監事など役員であっても社員になることができるようになっている。従って、「10人以上」という要件は、法人格を与えるに当り最低限必要な要件であると理解している。</p> <p>4. また、本提案によれば、社員が理事になることを想定していると思われるが、特定非営利活動促進法第13条において役員を定数、理事3人以上及び監事1人以上と定められているところであり、社員2人以上は役員を定数を充たすことはできないことから法人格を有するものは適当ではない。</p> <p>5. さらに、発足後一年以内に10人以上とするといふことであるが、そもそも法人格を取得することが重要ではなく、通常は、あくまでもその目的とする活動を行っていくことが重要である。NPO法上では、法人格を取得せずとも任意団体としての活動に限りながら制限を行わず、任意団体として活動しつつ、10人以上になった段階でNPO法人の設立認証の申請を行うことは可能である。</p> <p>6. 以上の点から、構成員となる社員の最低限の人数を「2人」に緩和することはNPO法の趣旨に反するものである。</p>								2258020	特別非営利活動法人日本健康カウンセラー協会(50080)	健康づくりと予防特区	同法第10条第1項第1号三のうち10人以上とあるを2人以上と緩和を求める。	
200040	放置自転車所有権の市町村への帰属期間の短縮	D-1		<p>自転車法第6条第3項の規定によると、市町村長は条例で定めるところにより、保管している放置自転車の所有権帰属前の売却、廃棄等の処分が可能であり、保管場所の確保等の提案主体が抱える問題は解決できると考える。</p>									2033010	高槻市(27207)	放置自転車所有権帰属特区	放置自転車所有権が自動的に市町村に帰属される期間を市町村の条例で規定の特例